

令和8年度 新体操競技細則

1 兵庫県中体連申請について

- (1) 兵庫県中学校体育連盟が示した参加規程を遵守している。
- (2) 繙続的に活動し、日本体操協会の所属団体及び指導者の登録をしている。
- (3) 兵庫県体操協会に加盟していることを条件とし、兵庫県中体連へ申請をおこなう。申請については兵庫県中体連の申請要項にしたがう。
- (4) 申請は地域クラブ活動の所在地で行う。所属団体の所在地と登録する都道府県は同じとする。

2 大会参加について

- (1) 所属学校または地域クラブ活動の兵庫県中体連へ申請した住所、および兵庫県体操協会加盟住所からの参加を認める。重複して異なる地域からの出場は認めない。
- (2) 市町村に競技部が存在しないため、地区人数枠を設げず、県大会からの出場とする。団体は 1 チーム、個人は 5 名の出場枠とする。
- (3) 個人競技参加については兵庫県体操協会ジュニア大会 1 部を予選会として上位 30 位を予選通過者とする。
- (4) 団体競技は全員が、「地域移行モデル地区や自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動」、又は同一学校に在籍していることを条件とする。
- (5) 団体競技の出場については、各所属から 1 チームのみとする。同一中学校からの部活動と地域クラブ活動の 2 チーム出場は、同じ所属からの 2 チームとみなすことができるため 出場は不可とする。
- (6) 選手は所属クラブと在籍学校の重複エントリーはできない。同所属からのエントリーのみ個人、団体の両方に出場することができる。
- (7) ブロック大会、全国大会への団体出場枠について、大会の趣旨を考慮し以下の制限を設ける。
 - ①兵庫県は近畿ブロック出場枠の 1/2 以上を学校からの出場団体とする。それ以下は順位通りとする。
 - ②近畿ブロックは全国大会出場枠の 1/2 以上を学校からの出場団体枠とする。それ以下は順位通りとする。

3 その他

- (1) 生徒の心身の健康を最優先に考慮し、中体連大会とジュニアクラブ大会が過密になる場合には出場する大会を丁寧に選び、生徒の負担が過剰にならないようとする。
- (2) 地域クラブ活動の出場を認めた全ての大会において、競技役員や審判員などの運営上必要な人員を派遣しなければならない。各所属 2 名の帯同とする。
- (3) 地域クラブ活動の指導者が他の学校の外部指導者を兼ねることは可とする。
- (4) すべての大会において中体連専門部の規則、運営委方針を尊重し、指示に従うこと。
- (5) すべての大会において、参加条件、申請内容等に虚偽が判明した場合には参加を認めない。
- (6) 地域クラブ活動として中体連主催の大会に参加する場合には、当該生徒の所属校長に大会参加の報告をすること。
- (7) 新体操競技部細則については、必要に応じて見直しを行っていくこととする。